

## ＜サービス利用料金＞

- 1) 指定相談支援に関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費額を受領する場合（法定代理受領）は利用者の自己負担はありません。
- 2) 事業者が計画相談支援給付費額の代理受領を行わない場合は、下記の金額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると計画相談支援給付費が支給されます。

項目	単位	項目	単位
サービス利用支援費（Ⅰ）	1572/月	利用者負担上限額管理加算	150/月
サービス利用支援費（Ⅱ）	732/月	入院時情報連携加算（Ⅰ） ※1	300/月
継続サービス利用支援費（Ⅰ）	1308/月	入院時情報連携加算（Ⅱ）	150/月
継続サービス利用支援費（Ⅱ）	606/月	退院・退所加算 ※2	300/月
機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）	2014/月	地域生活支援拠点等相談強化加算 ※3	700/月
機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）	1914/月	行動障害支援体制加算（Ⅰ） ※4	60/月
		行動障害支援体制加算（Ⅱ）	30/月
機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）	1822/月	要医療児者支援体制加算（Ⅰ） ※5	60/月
		要医療児者支援体制加算（Ⅱ）	30/月
機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）	1672/月	精神障害者支援体制加算（Ⅰ） ※6	60/月
		精神障害者支援体制加算（Ⅱ）	30/月
		初回加算 ※7	300/月
機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）	1761/月	集中支援加算 ※8	300/月 (①～④) 150/月⑤
機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ）	1661/月	居宅介護支援事業所等連携加算 ※9	300/月①②
機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ）	1558/月		150/月③
機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ）	1408/月	地域体制強化共同支援加算	2,000/月
		ピアサポート体制加算	100/月
主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）	300/月	医療・保育・教育機関等連携加算 ※10	300/月 (①-Ⅱ、②) 200/月 (①-Ⅰ) 150/月③
主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）	100/月	高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ） ※11	60/日
		高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ）	30/日
サービス担当者会議実施加算	100/月	サービス提供時モニタリング加算	100/月

※1 ご利用者お一人につき、1月に1回を限度。(Ⅰ)(Ⅱ)の同時算定は致しません。

※2 ご利用者お一人につき、入院、入所中に3回を限度。初回加算の算定時は算定致しません。

※3 地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入の対応を行った場合。(月4回を限度)

※4 行動障害支援体制加算(Ⅰ)

強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了した相談支援専門員を配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、強度行動障害児者(障害支援区分3かつ行動関連項目等の合計点数が10点以上である者)に対して現に指定計画相談支援を行っている場合。

行動障害支援体制加算(Ⅱ)

強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合。

※5 要医療児者支援体制加算(Ⅰ)

医療的ケア児等コーディネーター養成研修等を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、医療的ケア児等に対して現に指定計画相談を行っている場合。

要医療児者支援体制加算(Ⅱ)

医療的ケア児等コーディネーター養成研修等を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合。

※6 精神障害者支援体制加算(Ⅰ)

地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合。

利用者が通院する病院等における看護師(精神障害者の支援に関する一定の研修を修了した者に限る)又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されており、かつ、当該相談支援専門員により、精神障害者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合。

精神障害者支援体制加算(Ⅱ)

地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合。

※7 初回加算

新規にサービス等利用計画を作成する場合

月2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族と面接を行った場合(テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。)は、当該面接をした月分の単位数をさらに加算する。

#### ※8 集中支援加算

指定（継続）サービス利用支援を実施する月以外の月において、次の①～⑤のいずれかの業務を行った場合。

- ①障害福祉サービスの利用に関して、利用者等の求めに応じ、月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族に面接をする場合（テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する）
- ②利用者本人及び家族、障害福祉サービス事業所等が参加するサービス担当者会議を開催した場合。
- ③障害福祉サービスの利用に関連して、病院、企業、保育所、特別支援学校又は地方自治体等からの求めに応じ、当該機関の主催する会議へ参加した場合。
- ④利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合（算定回数については、月3回、同一病院等については月1回を限度）
- ⑤福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合（病院及び訪問看護の事業所又はそれ以外の福祉サービス等提供機関の区分ごとに、それぞれ月1回を限度）

#### ※9 居宅介護支援事業所等連携加算

サービス利用中であって、計画決定月及びモニタリング対象月以外の月に介護保険の居宅介護支援事業所等への引継に一定期間を要する者に対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合。（初回加算の算定時は算定致しません）

- ①当該月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する場合（テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する）
- ②他機関の主催する利用者の支援内容の検討に関する会議に参加した場合
- ③他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等に関する情報提供を文書により実施した場合（この目的のために作成した文書に限る）

#### ※10 医療・保育・教育機関等連携加算

指定（継続）サービス利用支援を実施する月において、次の①～③のいずれかの業務を行った場合。

- ①福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、以下を行った場合
  - I 指定サービス利用支援
  - II 指定継続サービス利用支援
- ②利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合（算定回数については月3回、同一の病院等については月1回を限度）
- ③福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合（病院及び訪問看護の事業所、それ以外の福祉サービス等提供機関それぞれで月1回限度）

※11 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）

高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、高次脳機能障害を有する利用者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合。

高次脳機能障害体制加算（Ⅱ）

高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合。

1 単位単価あたり、10.18 円（地域区分）が掛かります。